

2025.10.22

取適法から新物流2法、電帳法の対応も！ 物流・帳票ソリューションのご紹介

ウイングアーク 1 s t 株式会社
BD事業戦略部 法対応G

Copyright © 2025 WingArc1st Inc. All Rights Reserved.





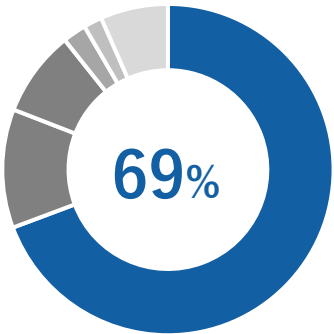
商号	ウイングアーク1st株式会社 (英文表記: WingArc1st Inc.)
所在地	〒106-0032 東京都港区六本木三丁目2番1号 六本木グランドタワー
創業	2004年3月
資本金	12億2,800万円(2025年2月末現在)
事業内容	ソフトウェアおよびサービスの開発・販売
決算期	2月
売上高	287億円(2025年2月末)
従業員数	連結1,002人／単体819人(2025年2月末現在)



事業領域

ビジネスドキュメント

帳票市場
国内シェア No. 1



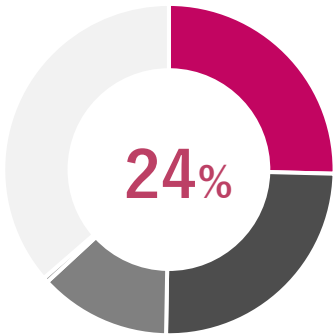
累積導入社数
38,000社以上※

出典：デロイトトーマツ ミック経済研究所株式会社
発行 ミックITリポート2024年11月号
「帳票設計・運用製品の市場動向 2024年度版」図表2-3-1 【運用】製品/サービスのベンダー別売上・シェア 推移 2023年度実績

※パッケージ版とクラウド版の合計値 (2025年2月末)

データエンパワーメント

BI市場
国内シェア No. 1



累積導入社数
11,600社以上※

出典：富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2024年版」BIツール・2023年度実績を基に、当社独自に推計。ユーザー自身が有用性及び生産性向上のために社内外のデータを集計・分析できるBIツールをオペレーショナルBIツールと定義し、当該企業群のパッケージ及びSaaSの販売金額の合計から当社オペレーショナルBIツール市場における市場シェアを独自に算出。※Dr.Sum、MotionBoardのパッケージ版とクラウド版の合計値 (2025年2月末)

01

取適法と併せて抑えたい法対応

02

関連ソリューションのご案内

Appendix

新物流2法の要件・アクション

取適法と併せて抑えたい法対応

01

取適法の実施義務と禁止事項

No	実施義務	関連条文
1	発注内容等の明示	法第4条 第1項
2	取引に関する書類等の作成・保存	法第7条
3	支払期日を定める	法第3条
4	遅延利息を支払う	法第6条

No	禁止事項	関連条文
1	受領拒否	法第5条 第1項 第1号
2	代金の支払遅延	法第5条 第1項 第2号
3	代金の減額	法第5条 第1項 第3号
4	返品	法第5条 第1項 第4号
5	買ったたき	法第5条 第1項 第5号
6	購入・利用強制	法第5条 第1項 第6号
7	報復措置	法第5条 第1項 第7号
8	有償支給原材料等の対価の早期決済	法第5条 第2項 第1号
9	不当な経済上の利益の提供要請	法第5条 第2項 第2号
10	不当な給付内容の変更・やり直し	法第5条 第2項 第3号
11	協議に応じない一方的な代金決定	法第5条 第2項 第4号

発注内容等の明示（三条書面） 抑えておきたいポイント



- 1) 発注書面は **貨物法** でも作成・保存義務
・ 荷主、運送事業者の双方が対象
- 2) 取引関係書類となるため **税法** でも保存義務
・ 法人税法等の税法上は**7年**の保存が必要
- 3) 電子ファイル/データで送受信する場合は
電子帳簿保存法 への対応義務
・ 真実性や可視性、検索等の対応が必要

新物流2法、税法、電帳法への対応も実施

新物流2法の実施義務

法律	No	実施義務	対象				開始時期
			運送 事業者	荷主	連鎖化 事業者	関連 事業者	
貨物自動車運送事業法	①	運送契約締結時等の書面交付 	○	○	—	—	2025年4月
	②	健全化措置の実施	○	—	—	—	
	③	運送利用管理規程の作成・届出	○ ※1	—	—	—	
	④	運送利用管理者の選任・届出	○ ※1	—	—	—	
	⑤	実運送体制管理簿の作成・保存	○	—	—	—	
物流効率化法	①	物流効率化への努力義務  1. 積載効率の向上 2. 荷待ち時間の短縮 3. 荷役時間の短縮 4. 実効性の確保	○	○	○	○	2025年4月
	②	特定事業者の届出	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2	2026年4月 以降
	③	物流統括管理者（CLO）選任・届出	—	○ ※2	○ ※2	—	
	④	中長期計画の作成・提出	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2	
	⑤	定期報告の提出	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2	

※1 元請運送事業者のみが対象

※2 特定事業者のみが対象

契約内容と費用の明確化を目的として、運送契約の締結時に
運送サービスの内容、運賃、料金などを記載した書面を交付すること

対象者

真荷主（荷物の持ち主）

書面の交付

元請運送事業者

書面の交付

下請運送事業者

記載事項

- 1) 運送役務の内容・対価
- 2) 荷役作業・附帯業務等の内容・対価
- 3) その他特別に発生する費用
(高速道路利用料、燃料サーチャージ等)
- 4) 契約者の氏名・名称・住所
- 5) 運賃・料金の支払方法
- 6) 書面の交付年月日

交付手段

原則として紙媒体での交付
※相手方の承諾があればメール等の電磁的方法も可能

保存期間

書面を交付した日から**1年間**

作成例 1 書面で交付

※赤枠は法定事項

運送申込書／運送引受書

(※申込者は本表内容を入力します。
ただし、申込者が個人・個人事業主である場合は、
届出済みの事業者番号と第1項の「発着地」に記入し、
場合、申込時に「フリ」部分は空欄でも構いません。

Ⅰ 運送契約の当事者等

申込者	社名又は氏名	〇〇食品㈱	電 話	028-111-****
	住所	栃木県〇〇市〇〇1-1-1	FAX	028-222-****
			E-mail	*****@xxx.co.jp
			[担当者名]	田中 花子
標準貨物自動車運送約款(令和〇年〇月〇日最新改正)の内容について承諾 〇				
荷受人	社名又は氏名	△△商店	電 話	03-5555-****
	住所	東京都△△区△△3-3-3	E-mail	—
			[担当者名]	佐藤 三郎
運送を引き受ける者	社名又は氏名	□□運輸㈱	電 話	028-333-xxxx
	住所	栃木県□□市□□2-2-2	FAX	028-444-xxxx
			E-mail	xxxxxxx@xxx.co.jp
			[担当者名]	山崎 一郎

Ⅱ 運送の依頼

集貨先／発送地	〇〇食品㈱ A工場	集貨／発送の希望日時	令和7年4月5日 9時～12時
配達先／到着地	△△商店	配達／到着の希望日時	令和7年4月5日 14～18時
運送保険加入の委託		有 () 無 ()	

品名	冷凍食品	品質	-10℃以下	重量又は容積	1トン	荷通りの増減及び個数	10t(レット (1tレット当たり10kg)
運送の取扱別	賞付原産地	庫種	冷凍庫(1トン)	台数	1	面	

Ⅲ 荷役作業・振替業務等

お込み作業の委託	有 () 無 ()	予定作業時間 (30分程度)	取組む作業の委託	有 () 無 ()	予定作業時間 (30分程度)
附属業務の内容	倉庫内における成品の棚入れ作業 (予定作業時間 : 60分程度)				

Ⅳ 運賃及び料金

運 賃	26,000 円	燃料サーチャージ	2,000 円	有料道路門外税(税込)	4,000 円
短送料	2,500 円				
取卸料	2,500 円				
付随材料費	円	(見込み付随材料： 分、 30分あたり単価： 円)			
附属業務料	品代金の立立て	円	荷搬入の立替え	円	
	荷送り	円	仕分け	円	
	保管	円	検収及び検品	1,500 円	
	積持ち及び破損待ち	円	梱入れ	1,500 円	
	ラベル貼り	円	はいり作業	円	
その他手数料等：	円				
消費税率	6,000 円				
合計額	70,000 円				
		運賃及び料金の支払方法	銀行振込(支払期日：令和7年4月4日)		

Ⅴ その他

集貨／発送の予定日時	令和7年4月5日 12時	配達／到着の予定日時	令和7年4月5日 15時
【備考欄】	〇〇123あ×××	【連絡人名】	連絡 太郎

・上記のとおり運送を引き受けます。

令和 7年 4月 1日

運送引受者：貨物自動車運送協会

□□運輸㈱ 代表取締役 運輸 太郎

作成例 2 メールで交付

真荷主→トラック事業者 メール返信	トラック事業者→真荷主 メール返信
差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025 年 4 月 1 日 火曜日 10:57 宛先：*****@***.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 ○○食品様	差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025 年 4 月 1 日 火曜日 13:25 宛先：*****@***.co.jp 件名：RE：【運送依頼】冷凍食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 ○○食品様
□○運輸様 御中 下記のとおりお願いいたします。	○○食品様 国土さま メールにて依頼のありました下記の件を解決しました。(※)
車種等：冷凍車 1 両、貸切距離制 品名：冷凍食品 1 トン (10 パレット) 積込：4/5 12 時 (○○食品 A 工場) 取卸：4/5 15 時 (△△商店) 積込作業の委託：有、30 分程度 取卸作業の委託：有、30 分程度 附帯業務の内容： 15 時 30 分～16 時 30 分、倉庫内における 検品・梱入れ作業	□○運輸様 □○課 運輸 一郎 〒****-**** 栃木県○○市○○2-2-2 TEL:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx
運送保険加入の委託：無	Original Message..... 差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025 年 4 月 1 日 火曜日 10:57 宛先：*****@***.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 ○○食品様
運賃 50,000 円 有料道路利用料 (税込) 4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円、 積込料及び取卸料 5,000 円 附帯業務料：3,000 円 消費税 6,000 円 合計：70,000 円	□○運輸様 御中 下記のとおりお願いいたします。
支払方法：R7.4.4 銀行振込 ○○食品様 ○○課 国土 花子 〒****-**** 栃木県○○市○○1-1-1 TEL:028-111-**** / FAX:028-222-**** E-MAIL:*****@***.co.jp	車種等：冷凍車 1 両、貸切距離制 品名：冷凍食品 1 トン (10 パレット) 積込：4/5 12 時 (○○食品 A 工場) 取卸：4/5 15 時 (△△商店) 積込作業の委託：有、30 分程度 取卸作業の委託：有、30 分程度 附帯業務の内容： 15 時 30 分～16 時 30 分、倉庫内における 検品・梱入れ作業
運送保険加入の委託：無	運送保険加入の委託：無
運賃 50,000 円 有料道路利用料 (税込) 4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円、 積込料及び取卸料 5,000 円 附帯業務料：3,000 円 消費税 6,000 円 合計：70,000 円	支払方法：R7.4.4 銀行振込 ○○食品様 ○○課 国土 花子 〒****-**** 栃木県○○市○○1-1-1 TEL:028-111-**** / FAX:028-222-**** E-MAIL:*****@***.co.jp

(※) トラック事業者から真荷主に対してメールを返信するときは、記載例のよう
に、真荷主から受信したメールを引用する
形で「依頼を引き受ける旨」を記載す
れば、返信メールの本文に改めて法定事
項を記載し直す必要はない。

書面の形態・様式は問わない

「契約書」ではなく、送り状等を活用する案もある

先方との承諾があれば書面ではなく
電磁的方法でもOK

- ・電子メールやファックス
- ・ウェブサイトからダウンロード
- ・CD-R等での授受

区分	No	記載が必要な項目	貨物法の概要	取適法の概要	共通点/相違点
契約当事者と基本情報	1	契約当事者の名称/氏名・住所	運送契約の当事者の氏名又は名称及び住所	委託事業者及び中小受託事業者の名称	貨物法は「住所」も必須
	2	交付/委託した年月日	書面を交付した年月日 (電磁的提供日も含む)	製造委託等をした日	取引開始日の明記
業務内容	3	運送役務の内容/給付の内容	運送の役務の内容 (区間、貨物の種類・数量、車種等)	給付の内容 (品目、品種、数量、規格、仕様等)	委託業務(役務)の特定。貨物法では粒度は問わないが、委託先が認識できる程度が必要
	4	給付の受領期日/場所	運送約款等に基づき、運送の引受けに関する事項として別途約定することが一般的	給付を受領する期日又は期間、受領場所	取適法は履行期の特定を義務
対価 (運賃・料金)	5	運送役務の対価(運賃)	運送の役務の対価	製造委託等代金の額(運賃)	運送の基本対価の明確化
	6	対価の額の算定方法	金額記載が原則	具体的な金額の記載が困難なやむを得ない事情がある場合に、算定方法の記載が可能。	貨物法は金額、取適法は例外的に算定方法を認める
附帯業務と特別費用	7	運送以外の役務の内容と対価 (荷役作業等)	当該運送契約に運送の役務以外の役務の提供(荷役作業、附帯業務等)が含まれる場合、その内容及びその対価	運送以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)の無償提供は不当な経済上の利益の提供要請(禁止行為)として規制	貨物法は料金の内訳(別建て)の透明化を要求 取適法は無償要請の禁止で保護
	8	有料道路料金 燃料サーチャージ等	有料道路の通行に係る料金、燃料価格の変動に伴う燃料費に係る料金その他の特別に生ずる費用に係る料金	なし	貨物法のみ、運送付随費用の個別記載を必須
支払条件	9	運賃及び料金の支払の方法	運賃及び料金の支払の方法	支払方法	支払手段の記載
	10	支払期日	運賃及び料金の支払の方法に包含されるが、期日自体の記載は法律上必須ではない	支払期日 (受領後60日以内のできる限り短い期間)	取適法のみ期日の記載と60日規制が必須
	11	手形、電子記録債権等の情報	なし	電子記録債権の場合は金額及び支払期日	取適法では手形払いは禁止、例外的な決済手段の場合に詳細記載が必要
	12	検査完了期日	検査完了の概念がない事が多く義務なし	検査をする場合は記載	
その他	13	有償支給原材料等の情報	なし	原材料等の品名、数量、対価、引渡期日、決済期日及び方法	
	14	保存期間	1年	2年	税法上の保存期間(7年等)の考慮も必要

事業者毎に課せられた4つの努力義務を果たすこと

No	努力義務	対象者						具体的な取組内容
		運送 事業者	荷主		連鎖化 事業者	関連 事業者		
			第一種	第二種		倉庫業者	その他	
1	積載効率の向上 （貨物重量の増加）	○	○	○	○	－	－	・ 複数荷主の貨物の積み合わせ ・ 繁閑差の平準化、納品日の集約 ・ 物流・販売・調達等関連部門の連携
2	荷待ち時間の短縮	－	○	○	○	○	－	・ トラック予約受付システムの導入 ・ 混雑日時を回避した日時設定
3	荷役等時間の短縮	－	○	○	－	○	○	・ 輸送用器具導入による荷役等の効率化 ・ パレット標準化 ・ タグ導入等による検品の効率化 ・ 事前出荷情報の活用
4	実効性の確保	○	○	○	○	○	○	・ 責任者の選任、社内教育体制 ・ 取組の実施状況・効果の把握 ・ 物流データの標準化の取組 ・ 関係事業者間での連携推進

※関連事業者のその他：港湾運送事業者、航空運送事業者、鉄道事業者

回転率向上やドライバーの拘束時間短縮のために、荷役や付随作業の時間を短縮すること
1回の受渡しごとの荷待ち・荷役は、目標を1時間以内に設定

No	取組内容	詳細・具体的措置	荷主		関連 事業者
			第一種	第二種	
1	荷役効率化	フォークリフトや人員の適切な配置等による荷役等の効率化	○	○	○
2		標準仕様パレット・輸送器具の導入や貨物の荷造りによる荷役等の効率化	○	—	—
3		貨物の仕分けやパレットの使用等の要請には有償で協力することで荷役等を効率化	—	—	○
4	検査効率化	効率的な検査機械の導入検討等による検査の効率化 補足あり	○	○	○
5	円滑な荷役作業の実現	スムーズな作業のために貨物の量に応じて停留場所を適正に確保	○	○	○
6	情報連携	出荷情報の事前通知による連携強化 補足あり	○	—	—
7	搬出入作業の迅速化	貨物の搬出入に伴う手順マニュアルの整備や周知等により、搬出入を迅速に実施	—	—	○

「積載効率の向上」「荷待ち・荷役等時間短縮」の効果をあげる仕組みを整えること

No	取組内容	詳細・具体的措置	運送事業者	荷主	連鎖化事業者	関連事業者
1	責任者の選任、社内教育体制	物流効率化の実施体制を整備する責任者の選任など体制の整備や、従業員に対する研修等の実施	—	○	○	○
2	取組の実施状況・効果の把握	取組の状況や、改善に向けた取組および効果を適切に把握	○	○	○	○
3	取組実施に向けた提案・協力	寄託先の倉庫における荷待ち時間等を短縮するための提案と協力や連携	—	○	—	—
4		荷待ち荷役等時間の短縮に向け、入出庫日程・量の調整や共同輸配送の提案	—	—	—	○
5	物流データ標準化の取組 補足あり	貨物の荷姿、数量に関する情報等の標準化により、関係者間の連携を円滑化	○	○	○	○
6	適正な価格の把握	物流サービス明確化等により、物流コストを認識し適正な価格を把握	—	○	—	—
7	関係者との連携	国の情報の活用、関係者間との情報交換等により物流効率化の効果的な推進	○	○	○	○
8	荷主への提案	個建運賃の導入やリードタイムに応じた運賃設定等を提案	○	—	—	—
9	運転者の負荷低減への配慮	運転手への負荷増加回避のため、積卸し作業の負荷低減や効率化を図る	○	—	—	—
10	安全を阻害する行為の防止	関係法令の遵守により、トラックの過積載や過労運転等輸送の安全等を担保	○	—	—	—
11	作業の自動化	無人搬送機器やピッキングロボット等の導入により、作業を自動化・効率化	—	—	—	○

3条書面は発注書や契約書に相当し、国税関係の取引関係書類となる可能性が高い
電子的に交付・受領する場合は、電子帳簿保存法の「電子取引」要件への対応が必要

電帳法区分の判断

交付・受領する方法により、電帳法の区分は以下の3つのに分かれます。

電子的方法で交付/受領：電子取引

※電子データの保存が必須



紙で交付/受領：スキャナ保存 or 書類

※紙のまま保存する場合は電帳法の対応は不要



検索要件の確保



取引日付



取引金額



取引先名

保存した電子データは「取引日付」
「取引金額」「取引先名」の3つの
項目で検索できる必要があります。

※「書類」区分の場合は取引日付だけでOK

保存年限と真実性確保



税法の法定保存期間（7年～10年）
保存が必要です。

また、保存した書面の改ざん防止と
して電子帳簿保存法要件に基づいた
真実性確保（タイムスタンプ付与や
規程の備え付けなど）が必要です。

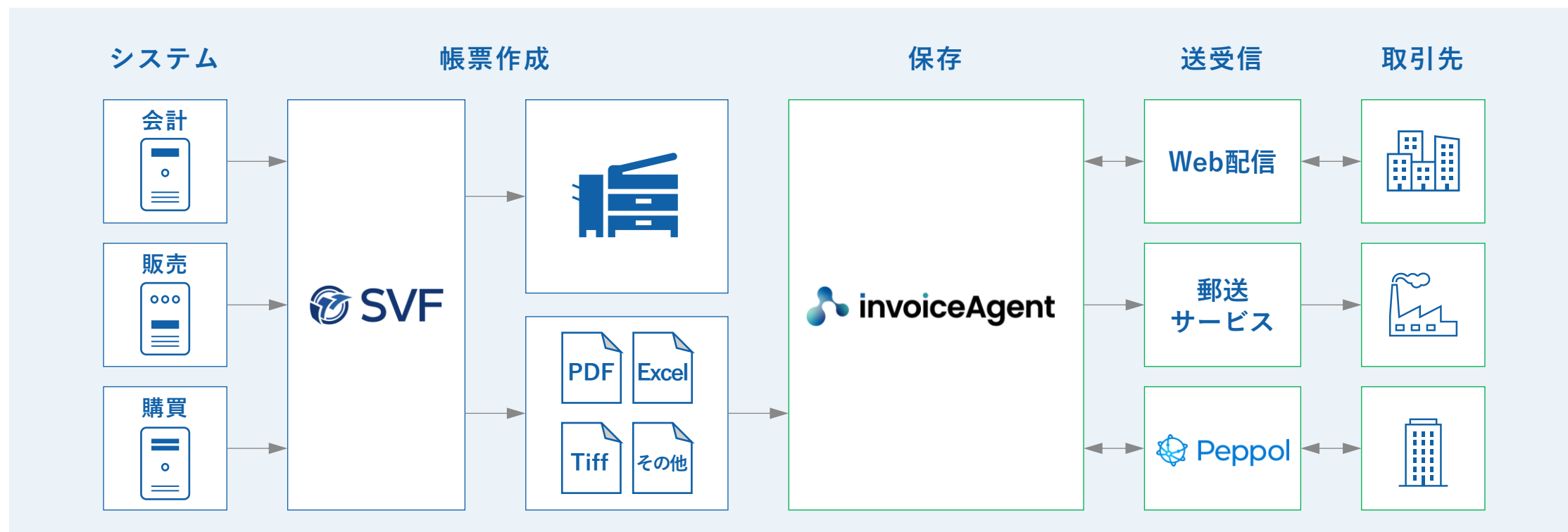
※記載内容は電子帳簿保存法の要件の一部です。詳細は貴社経理（税務）部門や、顧問税理士、国税庁のHP等をご参照ください。

関連ソリューションのご案内

02

帳票の作成、保存、送受信を実現

注文書 納品書
受領書 請求書等



※システムは一例

荷主の
みなさん！

新 物流2法は 伝票をデジタル化するチャンス

伝票電子化 はじめませんか？！

発荷主



大量印刷



大量・長時間の印刷
紙詰まり、印字ズレ



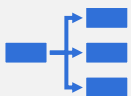
高コスト



専用伝票の調達
ドットプリンター維持



伝票仕分け



車両毎の仕分け
関連帳票のまとめ



保存と検索



煩雑なファイリング
問合せ対応が困難



注文照合



到着してからの照合
受付で目視確認



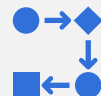
入荷実績の管理



入荷実績の手入力
在庫管理との差異



紙の持ち回り



連絡遅延、連絡漏れ
返品・訂正のFAX連絡



アナログ管理



納品書の長期保管
データは後から反映



電子伝票

なら



電子伝票

なら



届け先へ自動配信



電帳法OK

電子検索・電帳法にも対応



納品前に伝票を確認できる

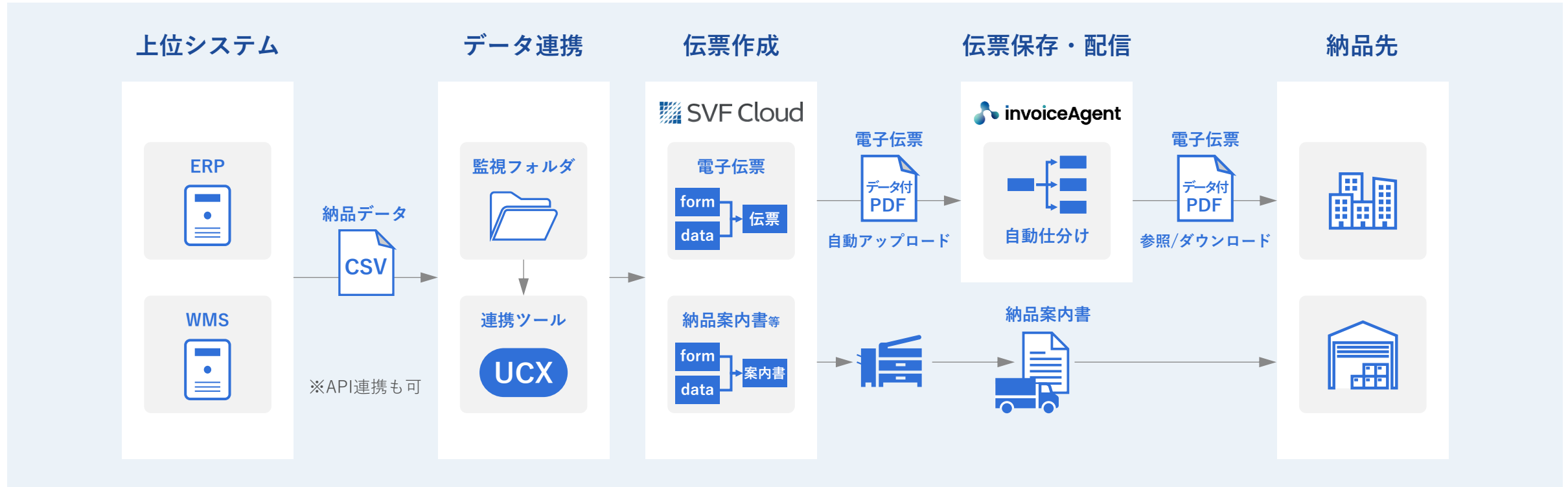
受入効率化 荷役/荷待ち削減へ

主荷着

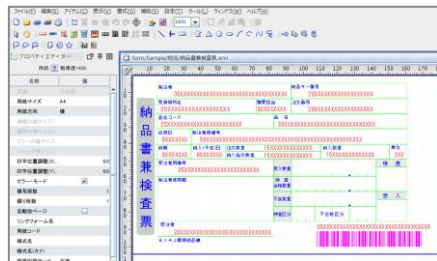


Page No. 17

伝票の作成と送受信をSVFとinvoiceAgentで実現

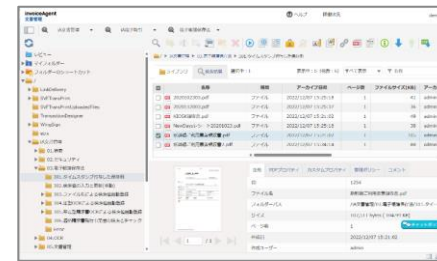


電子伝票の作成



- 自由なレイアウトで帳票を作成できるクラウドサービス
- 作成した帳票をプリンタへ印刷したりデータ付きPDFとして出力可能
- 既存のシステムとはCSVやAPIで連携

伝票類の送受信



- 電子ファイルの保存や、取引先との送受信を実現するクラウドサービス
- 取引先は専用画面からやりとり可能で無償のライセンスではじめられる
- 電帳法に対応、各種オプションあり

Appendix

物流効率化法の実施義務



The Data Empowerment Company

Copyright © 2025 WingArc1st Inc. All Rights Reserved.

Ap

新物流2法

※物流関連2法とも呼ばれる



かもつじどうしゃ うんそうじぎょうほう 貨物自動車運送事業法

正式名称	貨物自動車運送事業法
略称	貨物法、トラック法、運送事業法
旧称	なし

Note

- 貨物自動車≡トラックから、トラック法とも呼ばれる運送会社の業務運営に関わる基本的な法律。
- **荷主に対しては2019年から違反行為の原因を追究する内容が盛り込まれ、2025年の改正でより鮮明になった。**
- 上記の改正もあり、**近年は荷主側にも行政処分が行われ実際に勧告や公表されたケースがでている。**



ぶつりゅう こうりつかほう 物流効率化法

正式名称	物資の流通の効率化に関する法律
略称	物効法（ぶっこうほう）
旧称	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

Note

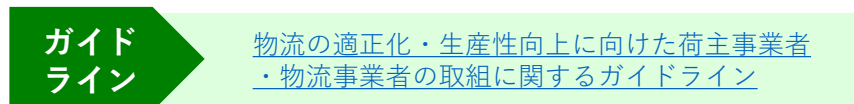
- もともとは、物流の効率化に取り組む企業を支援するための法律で、認定制度や優遇措置などを規定していた。
- **2025年に取り組みを求める内容が加わり改称された。2026年には特定事業者向けに内容が強化される。**
- **荷主等が新たに対象者として明確化され、各種義務が課されることになった。**

新物流2法に直接的に深く関係する法令や公式資料

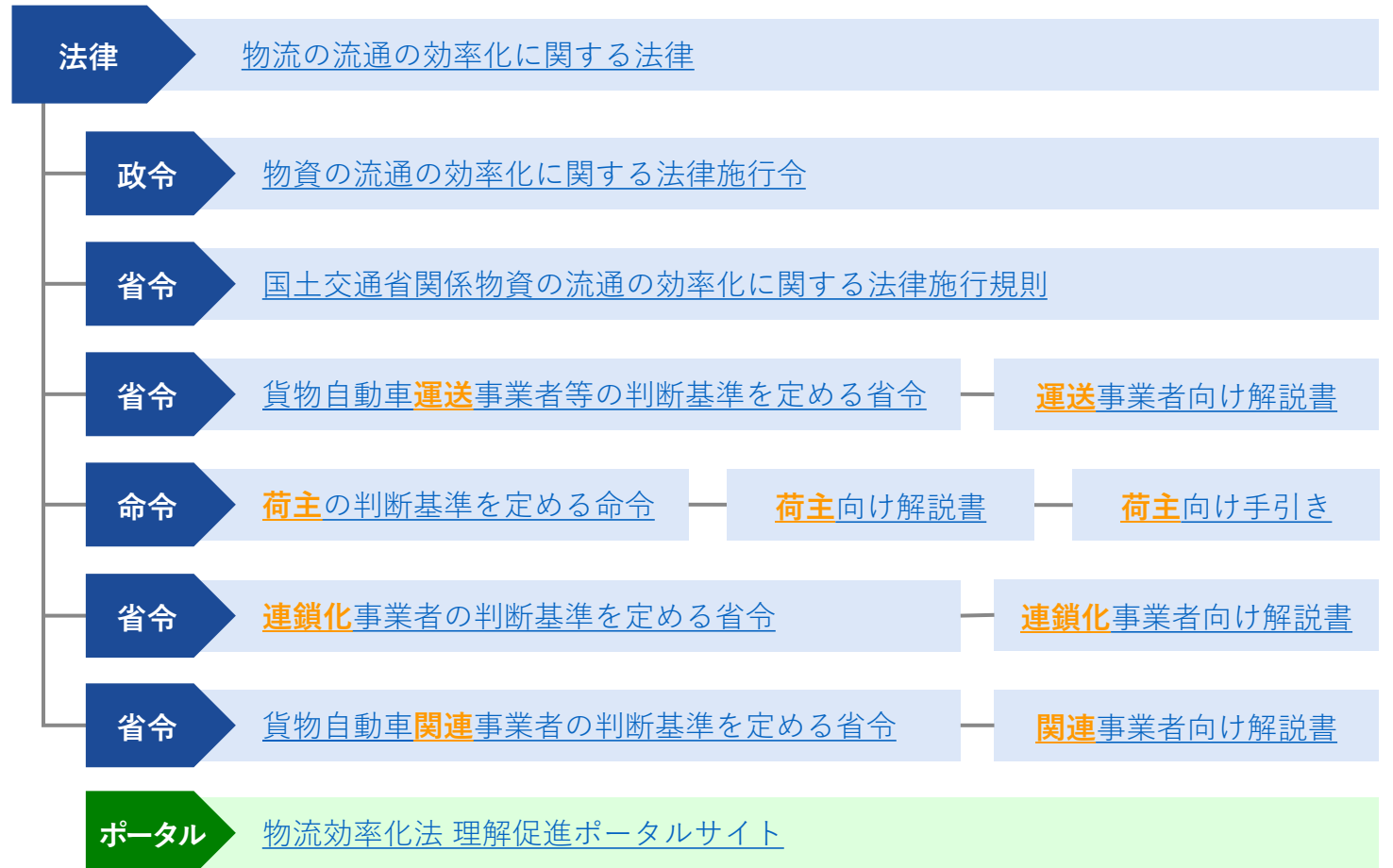
貨物自動車運送事業法



関連資料



物流効率化法



運送事業者



貨物自動車運送事業者

一般貨物自動車運送事業者
例) 宅配業者・引越業者

特定貨物自動車運送事業者
例) メーカー専属の事業者

貨物軽自動車運送事業者
例) 軽自動車等の事業者

特定第二種貨物利用運送事業者
例) 手配業者・フォワーダー

荷主



第一種荷主
(主に発荷主)



第二種荷主
(主に着荷主)



荷物の持ち主・大元の依頼者を
真荷主とも表現

連鎖化事業者 (フランチャイズ本部)



連鎖化事業者
(本部)



加盟店と運送事業者間で
運送指示ができる本部

連鎖対象者
(加盟店)



関連事業者 (倉庫業者等)



貨物自動車関連事業者

倉庫業者



その他にも

港湾運送事業者



航空運送事業者



鉄道事業者



特定事業者

(一般の事業者より要件や罰則が厳しい事業者)

特定貨物自動車運送事業者

保有車両台数

150 台以上

約**790**社

特定荷主

取扱貨物の重量

9 万トン以上

約**3200**社

特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量

9 万トン以上

特定倉庫業者

貨物の保管量

70 万トン以上

約**70**社

努力義務の内容も特定事業者は行政処分や罰則の対象

No	実施義務	対象				開始時期	法律	条番号	行政処分・罰則
		運送 事業者	荷主	連鎖化 事業者	関連 事業者				
①	運送契約締結時等の書面交付	○	○	－	－	2025年4月	貨物自動車 運送事業法	12条	行政処分の対象
②	健全化措置の実施	○	－	－	－			24条	なし（違反原因行為は行政処分の対象）
③	運送利用管理規程の作成・届出	○ ※1	－	－	－			24条の2	行政処分の対象 未届出/未実施：罰金100万円以下
④	運送利用管理者の選任・届出	○ ※1	－	－	－			24条の3	未届出/虚偽届出：罰金100万円以下
⑤	実運送体制管理簿の作成・保存	○	－	－	－			24条の4	行政処分の対象
①	物流効率化への努力義務 1. 積載効率の向上 2. 荷待ち時間の短縮 3. 荷役時間の短縮 4. 実効性の確保	○	○	○	○	2025年4月	物流効率化法	34条 42条 52条 61条	全事業者）指導→助言 特定事業者） 勧告→公表→命令→罰金100万円以下
②	特定事業者の届出	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2	2026年4月 以降		37条 45条 55条 64条	特定事業者） 未報告/虚偽報告：罰金50万円以下
③	物流統括管理者（CLO）選任・届出	－	○ ※2	○ ※2	－			47条 66条	特定事業者） 統括管理業務違反：罰金100万円以下 未届出/虚偽届出：過料20万円以下
④	中長期計画の作成・提出	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2			38条 46条 56条 65条	特定事業者） 未提出：罰金50万円以下
⑤	定期報告の提出	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2			39条 48条 57条 67条	特定事業者） 未報告/虚偽報告：罰金50万円以下

※1 元請運送事業者のみが対象

※2 特定事業者のみが対象

下請運送事業者の労働環境や取引条件の改善を図ることを目的に
運送の委託時に、委託先への発注を適正なものとするよう努めること

対象者

運送を委託する物流事業者（3つのパターン）

- ①一般貨物自動車運送事業者が、他の同一事業者へ委託
- ②特定貨物自動車運送事業者が、一般貨物自動車運送事業者へ委託
- ③第一種貨物利用運送事業者が、下請けの一般貨物自動車運送事業者へ再委託

具体的措置

- ・ 運送費用の概算金額を把握したうえで、運送を依頼すること
- ・ 荷主が提示する料金が①の概算額を下回る場合、荷主に対して
料金の交渉を申し出ること
- ・ 下請け運送事業者が更に再委託する場合、再々委託禁止等の条件を設けること

健全化措置努力義務を

- ・実施するためのルール「運送利用管理規程」を作成すること
- ・実施・管理する体制の責任者「運送利用管理者」を選任すること

対象者

一定規模以上の**物流事業者**

※前年度の利用運送量が100万トン以上

提出先と期限

国土交通大臣に対して、利用運送量が100万トン以上となった
翌年度の7月10日まで(※)に提出

※令和6年度に100万トン以上となった場合は令和7年7月10日が提出期限

記載事項

- ①健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項
- ②健全化措置の内容に関する事項
- ③健全化措置の管理体制に関する事項
- ④運送利用管理者の選任に関する事項

運送利用管理者とは

- ①健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定する
- ②健全化措置の実施及びその管理の体制を整備する
- ③実運送体制管理簿を作成する場合、管理簿の作成事務を監督する

運送利用管理規程（例）

〇〇運送株式会社 運送利用管理規程（例）

目次

- 第一章 総則
- 第二章 健全化措置を実施するための事業の運営の方針等
- 第三章 健全化措置の内容
- 第四章 健全化措置の管理体制等

第一章 総則 （目的）

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第二十四条の二の規定に基づき、健全化措置その他委託先事業者との取引関係の適正化に資する取組（以下「健全化措置等」という。）を実施するために遵守すべき事項を定め、もって委託先事業者の健全な事業運営の確保に資することを目的とする。

（適用範囲）

第二条 本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 健全化措置を実施するための事業の運営の方針等 （健全化措置等の実施に関する基本的な方針）

第三条 当社は、委託先事業者が当社の運送事業を支える重要なパートナー企業であること及び委託先事業者との優良な関係構築が当社の事業運営にとって重要であることを深く認識した上で健全化措置等を実施し、委託先事業者との取引関係の適正化に絶えず努める。

（健全化措置等の実施に関する重点施策）

- 第四条 健全化措置等の実施に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
- 一 委託先事業者との優良な関係構築が重要であるという意識を徹底し、関係法令及び運送利用管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 健全化措置等の実施に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 三 健全化措置等の実施に関する教育及び研修を実施すること。
- 第五条 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって健全化措置等の実施に努める。

第三章 健全化措置の内容 （健全化措置等の具体的な内容）

- 第五条 健全化措置等について、具体的には、以下に掲げる措置を講ずる。
- 一 あらかじめ委託先事業者から運送に要する費用の概算額を聞き取った上で、当該概算額を勘案して利用の申込みをする。このうち継続的な取引については、少なくとも〇ヶ月に一度委託先事業者と取引条件について話し合う場を設け、委託先事業者が物

運送利用管理規程 届出書

（様式例）

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿
（国土交通大臣 殿）

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

運送利用管理規程作成（変更）届出書

このたび、運送利用管理規程を作成（変更）したので、貨物自動車運送事業法第24条の2第1項及び貨物自動車運送事業法施行規則第13条の11の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
- 2 運送利用管理規程を定めた日

（変更の場合）

- 3 変更した事項
（新旧の対照を明示）

（解任の場合）

- 4 変更を必要とした理由

添付書類 1 作成（変更）した運送利用管理規程

※各社において作成（変更）した運送利用管理規程を添付すること。

添付書類 2 作成（変更）した運送利用管理規程に關し必要な事項を記載した書類
※運送利用管理規程上、「別に定める（組織図等）」としている場合、それらを別に添付すること

（様式例）

別紙 2

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿
（国土交通大臣 殿）

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

運送利用管理者選任（解任）届出書

このたび、運送利用管理者を選任（解任）したので、貨物自動車運送事業法第24条の3第3項及び貨物自動車運送事業法施行規則第13条の12の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
- 2 選任（解任）した運送利用管理者の氏名及び生年月日
- 3 選任（解任）した年月日

（解任の場合）

- 4 解任した理由

多重下請構造の可視化を目的に、元請運送事業者は
実運送事業者の名称や請負階層等を記載した実運送体制管理簿を作成・保存すること

対象者

・元請運送事業者

※一部でも他社に委託した
場合は貨物ごとに作成
※自社のみの運送なら不要

対象貨物

・1.5トン以上の貨物

記載内容

- ・実運送の商号または名称
- ・実運送事業者が実運送を行う
貨物の内容・区間
- ・実運送事業者の請負階層
(一次請け、二次請け等)

※真荷主は実運送体制管理簿の
閲覧請求が可能

注意事項

- ・作成頻度：原則運送ごと
※下請構造が固定化する場合は初回のみ
- ・作成期限：運送完了後遅滞なく
- ・保存期間：運送完了日から1年間
- ・利用運送を行う事業者：
委託先の事業者へ「下請情報」の
通知を行う義務
- ・実運送事業者：
元請事業者へ「実運送事業者情報」の
通知を行う義務

実運送体制管理簿（例）

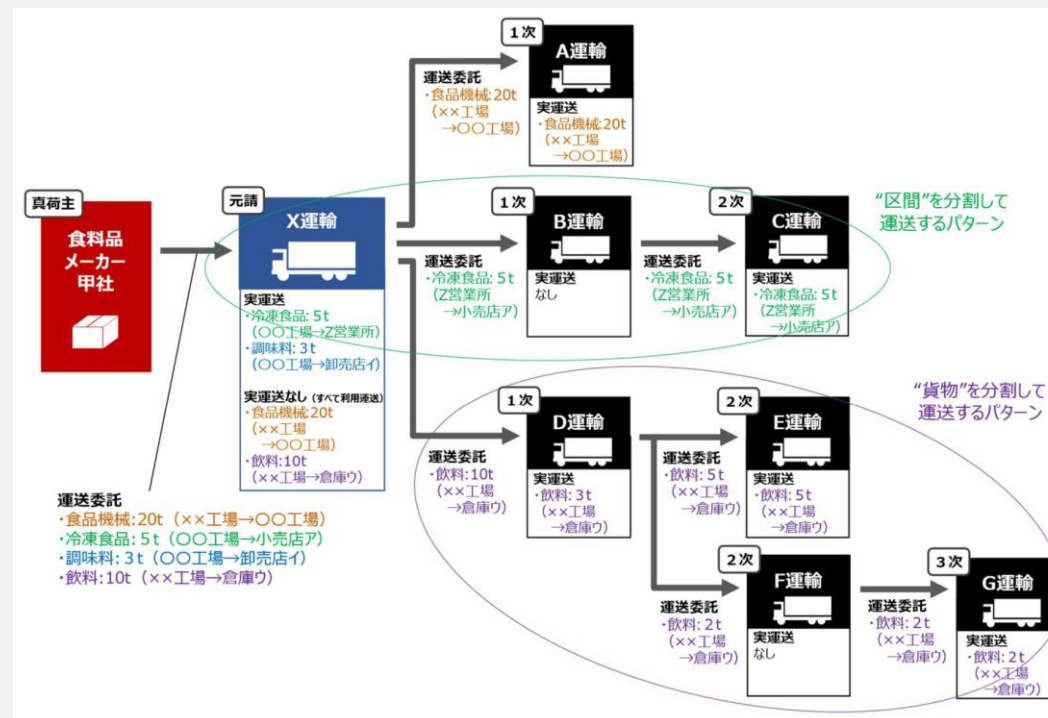
トラック事業者X運輸

- ・荷主3者（食料品メーカー甲社、製紙メーカー乙社、機械メーカー丙社）
- ・食料品メーカー甲社からの運送依頼について、右図の下請構造により運送した場合

赤字：必須の記載事項

実運送体制管理簿（機械メーカー丙社）							
実運送体制管理簿（製紙メーカー乙社）							
実運送体制管理簿（食料品メーカー甲社）							
積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	...
2/1(木)	××工場～○○工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	○○	
2/1(木)	○○工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	○○	
2/1(木)	Z営業所～小売店A	冷凍食品	C運輸	2次請け	33-33	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	○○	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

※「調味料」は元請事業者がすべて自身で実運送し（利用運送を行っていない）ため、管理簿への記録は不要



運転者一人当たりの積載量を増やし輸送効率を向上させる措置を計画的・効率的に実施すること

No	取組内容	詳細・具体的措置	運送 事業者	荷主		連鎖化 事業者
				第一種	第二種	
1	適切なリードタイム確保	トラック事業者が積載効率向上の措置を講じるために必要な時間を把握し、適切なリードタイムを確保	—	○	—	—
2	出入荷量の平準化	貨物の量や受渡日時を平準化・集約し、出入荷量を適正化	—	○	—	—
3	配車・運行計画の最適化	システム導入等で配車計画や運行経路を最適化	○	○	—	○
4	荷主協議への協力	第一種荷主からの積載効率向上に関する協議申し出に対し協力	—	—	○	○
5	入荷日時の分散化	貨物の量や受渡日時を平準化・集約し、入荷日時を分散	—	—	—	○
6	輸送網の集約	複数荷主の積合せ等でトラック一台あたりの積載量を合理化	○	—	—	—
7	配送の共同化	共同配送センターの活用やトラック事業者同士が協議・連携して配送の共同化	○	—	—	—
8	復荷の確保	システムの活用等により複数荷主の荷物を往復マッチング	○	—	—	—
9	積載量増加	貨物量に応じた大型車両の導入・活用で、運送ごとの貨物の総量を増加	○	—	—	—
10	部門間の連携強化	上記取り組みが円滑に進むよう、運送関連部門間の連携を促進	○	○	○	○

ドライバーの負担軽減と効率化のために、到着から荷役開始までの待機時間を減らすこと
1回の受渡しごとの荷待ち・荷役は、目標を1時間以内に設定

No	取組内容	詳細・具体的措置	荷主		連鎖化 事業者	関連 事業者
			第一種	第二種		倉庫業者
1	到着時刻の分散化	集荷・配達場所へのトラック集中を避けるため、場所の状況把握に基づき、貨物の入出荷日時を分散	○		○	○
2	トラック到着日時調整	トラック予約受付システム導入と適切な活用により、トラックの到着日時を調整	○		—	○
3	寄託物の受渡日時分散	寄託先への入庫・出庫発注を早期に行う等により、寄託先での貨物受渡日時を分散	○		—	—

【参考】荷主の判断基準省令・解説書 抜粋（事前出荷情報による荷役等時間の削減・実効性の確保）

運転者の荷役等時間の短縮

条	項	号	本文	解説書の説明
四	1		第一種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第三十七条第一項第三号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。	（２）検品の効率化 ① 事前出荷情報（ASN）を活用することで、伝票レス化・検品レス化（ユニット検品）を図ることができ、検査を効率化することができます。また、ASNの活用に限らず、貨物に係る詳細の情報（例：貨物の容積、数量、重量、寸法等の情報、施設の情報、寄託者や運送事業者に関する情報等）を事前に第二種荷主、倉庫業者又はトラック事業者に伝達することも重要であり、検品や荷役の効率化につながります。 ※荷主の判断基準においては、検品について「貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査」とし、略称を「検査」と規定しているが、本書においては「検品」と表現する。
		二	第二種荷主、倉庫業者又は貨物自動車運送事業者等に対して 貨物に係る情報を事前に通知すること、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査 （以下この号及び次項において「検査」という。）を 効率的に実施するための機械を導入することその他の措置により、検査の効率化を図ること。	
	2		第二種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第三十七条第四項第三号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。	
		一	検査を効率的に実施するための機械を導入することその他の措置により、検査の効率化を図ること。	

実効性の確保

条	項	号	本文	解説書の説明
五	1		荷主は、前三条に規定する取組の実効性を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。	（４）物流データ標準化等を通じた物資の流通に関する多様な主体との連携の円滑化 標準化を推奨するデータとしては、貨物の荷姿（サイズやパレット化の有無等）、数量、重量等に関する情報、貨物を運送する車両の情報、貨物の受渡しを行う施設の情報（法人番号や事業所別のコード）等を想定しています。なお、具体的に事業者が目指すべきデータ標準については、内閣府戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第２期「スマート物流サービス」で策定された「物流情報標準ガイドライン」17に示されております。 これらのデータの標準化により、発・着荷主やそれぞれの取引先企業、物流事業者、利用運送事業者等の多様な主体との連携が円滑化されることが望めます。 また、データ標準化のほか、データ連携や外装等の物理的な標準化も、多様な主体との連携の円滑化に資するものです。
		一	物資の流通に係るデータの標準化 （電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）を 実施することその他の措置により、物資の流通に関する多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。	

一定規模以上の事業者は「特定事業者」として、自ら所管省庁へ届出が必要 ※手続きの詳細は発表待ち

特定事業者の指定基準

対象基準	運送 事業者	荷主		連鎖化 事業者	関連 事業者
		第一種	第二種		
指定基準値	保有車両台数 150台以上	取扱貨物の重量 9万トン以上			貨物の保管量 70万トン以上
指標の算出方法	年度末において保有する 事業用自動車の台数	各年度において、貨物自 動車運送事業者又は貨物 利用運送事業者に運送を 行わせた貨物の合計の重 量（※1、4）	各年度において、次に掲 げる貨物の合計の重量 （※2） 1. 自らの事業に関して、 運転者から受け取る貨物 2. 自らの事業に関して、 他の者をして運転者から 受け取らせる貨物 3. 自らの事業に関して、 運転者に引き渡す貨物 4. 自らの事業に関して、 他の者をして運転者に引 き渡させる貨物	各年度において、次に掲 げる貨物の合計の重量 （※3） 1. 当該連鎖化事業者の連鎖 対象者が運転者から受け 取る貨物 2. 当該連鎖化事業者の連鎖 対象者が他の者をして運 転者から受け取らせる貨 物	寄託を受けた物品を保管 する倉庫において入庫さ れた貨物の年度の合計の 重量
指定基準値の根拠	全体の50％をカバーする基準値及び対象事業者数を算出し、多い順に対象とする				

※1 事業者としての全体の取扱い貨物の重量ではなく、第一種荷主、第二種荷主、連鎖化事業者それぞれの立場での取扱貨物の重量を指す。

※2 自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの（第一種荷主の立場）や、自らが貨物の受渡しを行う日・時刻・時間帯を運転者に指示できないものを除く。

※3 連鎖対象者（加盟店）が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの（第一種荷主の立場）や、連鎖対象者との定型的な約款による契約に基づき受渡しを行う日・時刻・時間帯を運転者に指示できないものを除く。

※4 重量を把握することに多大なコストがかかることが想定される軽い重量の貨物を取り扱う発荷主となる業種や、卸売業、小売業等の着荷主となるケースが多い特殊性を有する業種には、簡易的な重量の算定方法が例示されている。

サプライチェーン全体の効率化と持続可能な物流の実現を目的に
特定事業者が実行の統括責任者を選任し、中長期的な視点での計画を策定すること

物流統括管理者（CLO）

対象者

- ・ 特定荷主
- ・ 特定連鎖化事業者

選任要件

- ・ 経営判断に関わる役員等

業務内容

- ・ 中長期計画の作成
 - ・ トラック輸送の負荷軽減と輸送手段の分散化に向けた事業運営方針と管理体制の構築
 - ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のために必要な業務（※）
- ※定期報告の作成、物流効率化における関係者との調整など

中長期計画の作成

対象者

- ・ 特定荷主
- ・ 特定連鎖化事業者
- ・ 特定物流事業者（運送事業者、倉庫業者）

記載内容

- 物流効率化への努力義務取り組み状況について
- ・ 実施する措置
 - ・ 具体的な措置の内容・目標等
 - ・ 実施時期等
 - ・ 参考事項

提出頻度

- ・ 毎年を基本として変更がなければ**5年に一度**

中長期計画進捗状況の把握、物流効率化に向けた取り組みを推進することを目的に
特定事業者が計画の実施状況や成果を定期的に国へ報告すること

対象者

特定事業者

(特定荷主・特定連鎖化事業者・特定運送事業者・特定倉庫業者)

報告内容

- ・ 物流効率化への**努力義務の取り組み状況**（チェックリスト形式）
- ・ **関連事業者との連携状況**や関連した取組に関する状況（自由記述）
- ・ **荷待ち時間等の状況** ※荷主・連鎖化事業者・倉庫業者が対象

報告頻度

毎年（特定事業者として指定を受けた翌年度以降）

物流効率化法への対応スケジュール例（特定荷主の場合）

2026年は実施事項が多く 2025年から準備が必要

取組事項	2025												2026													2027																						
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	6	7	8																								
物効法改正スケジュール	★ 4/1 改正法施行(2025)												★ 秋頃 判断基準の調査/公表												★ 4/1 改正法施行(2026)												★ 秋頃 判断基準の調査/公表											
特定事業者への該当確認	該当確認																																															
推進体制の構築			社内体制構築																																													
法令・ガイドラインの把握			公開情報の収集と社内共有																																													
貨物重量の把握							届出に向けた貨物重量の集計																																									
②特定事業者の届出										届出書の作成		届出		★	★	届出期限は4月末？ 特定事業者に指定される 特定事業者への指定後に速やかに選任 選任後に遅滞なく届出																																
③物流統括管理者の選任										選任準備				選任		届出		提出期限は10月末？																														
①物流効率化への努力義務						現状分析		物流効率化 実施内容検討				中長期計画書の作成						提出		★																												
④中長期計画の作成	物流効率化 努力義務への取り組み												中長期計画に沿った 物流効率化への取り組み																																			
⑤定期報告の提出									報告内容確認		集計方法検討		報告内容のモニタリングと報告書作成準備						作成		提出		★																									
関係者との協議								社内外関係者との協議・連携															提出期限は7月末？																									

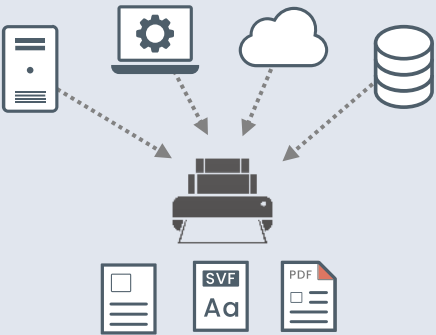
※緑色文字は国交省資料の予定内容に基づく想定（未確定）

帳票・文書管理ソリューション事業



帳票基盤ソリューション

ノンストップ帳票運用
※オンプレミス・クラウド選択可



電子帳票プラットフォーム

商取引の文書の電子化・効率化
※オンプレミス・クラウド選択可

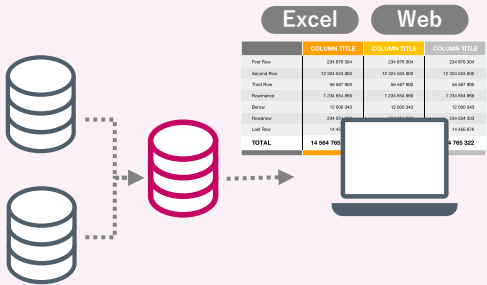


データエンパワーメントソリューション事業



データ分析基盤

分析の思考を止めない高速集計
※オンプレミス・クラウド選択可



B I ダッシュボード

見える化からアクションへ
※オンプレミス・クラウド選択可



取引帳票に関わる業務の
基盤となるシステム



データプレパレーションを統合した
データ分析基盤



AIプラットフォーム | クラウドサービスを自由に繋ぐチャット型iPaaS



納品伝票の電子化・電子配信・文書管理

dejiren

ビジネス
チャットツール

SVF

帳票設計・出力

MOTIONBOARD

データ可視化・分析

traevo

車両動態管理

BanSo

中小企業の
DX経営支援

The Data Empowerment Company

データに価値を、
企業にイノベーションを。

私たちは「データ」が、これからの新しい資源として社会から求められるようになると思っています。
その期待にこたえられる企業とし、企業理念に The Data Empowerment Company を掲げています。

免責事項

本資料に含まれる文字、数値、画像、データその他の情報に関して、正確な情報を記載するように努めておりますが、時間の経過により情報が古くなること、技術の進歩及び社会環境の変化等により、必ずしも適切な記載とならない場合があります、本資料内容の正確性および完全性は保証しておりません。

従って、本資料に基づき被ったいかなる損害についても、弊社では一切責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。また、本資料の内容は、予告なく変更または廃止する場合がございます。

その他、本資料において、適宜他の情報（URL等のリンクを含みますがこれらに限られません）を参照する場合がございます。この場合につきましても、弊社が管理するものではなく、参照先の真偽等を含め弊社では責任を負いかねますのでご了承ください。

なお、本資料に記載された内容の権利（著作権や肖像権等を含みますがこれらに限られません）は、各権利保有者に帰属します。許諾なき無断転載や販売等の行為は固く禁じております。